

教政課第 8 号

令和 3 年 4 月 7 日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育政策課長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（通知）

このことについて、別添のとおり、文部科学省から周知依頼がありました。

令和 3 年 4 月 1 日、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、4 月 5 日から 5 月 5 日までを期間として、宮城県、大阪府及び兵庫県についてまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われました。

変更後の対処方針は別添記載のとおりであり、学校の取扱いに係る記載は、さきにお知らせした内容（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（通知）」令和 3 年 3 月 26 日付け教政課第 362 号）から変更はありません。

引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をよろしくお願いいたします。